

学校法人共立女子学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人共立女子学園（以下「学園」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員
の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、寄附行為第7条に定める理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(4) 役員
の報酬等とは、報酬、通勤手当、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受
ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員
の報酬等には、職員給与の規程に基づ
くもの含まない。

(5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、賞与、退職慰労金

(2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、定める額とし理事会において決定
する。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 通勤手当 学園教職員通勤手当支給要領を準用

(3) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(4) 退職慰労金 学園退職手当規程を準用

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める
時期とする。

(1) 報酬 毎月20日（支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後遅滞なく支払う。

2 非常勤の役員に対する報酬は、年額とし、6月と12月に2分の1を支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日
の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 本規程の制定に伴い「学校法人共立女子学園役員・評議員報酬規程」は廃止する。

附則 この規程は、2022(令和4)年6月1日より施行する。

別表第1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,050,000円
常務理事(学園の職員として給与を支給されている者を除く)	月額 900,000円
理事(学園の職員(学長・校長を含む)として給与を支給している者)	月額 50,000円
監事	月額 700,000円

別表第2(常勤の役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1
12月の賞与	報酬月額×2

別表第3(非常勤の役員の報酬)

理事	理事会等会議への出席	700,000円(年額)
監事	理事会等への出席	700,000円(年額)
	上記他, 監事監査業務等	350,000円(年額)